

法整備支援による人の輪

プノンペン始審裁判所長タン・スンライ氏 「日本の支援で得た知識をできる限り生かしたい」

国際協力部教官
福岡文恵



-Profile-

1999年に王立法律経済大学を卒業。新規裁判官及び検察官を養成し、現職裁判官及び検察官の継続教育を実施するための機関として設立され、2003年11月に開校となった王立裁判官検察官養成校（RSJP）の1期生55名の内の一人であり、2005年に同校卒業後、約10年間プノンペン始審裁判所副所長を務め、2015年からは同所所長としてカンボジアの司法をより良くするため様々な改革に着手。

タン・スンライ氏 (Mr. Taing Sunlay)
プノンペン始審裁判所

カンボジアでは、1975年から1979年までのポルポト政権下において、多くの知識人が虐殺され、ポルポト政権終了後に生き残った法曹は数名であったと言われている。1994年、カンボジア政府から日本政府に対して法整備支援の要請がなされ、1999年からJICA法整備支援プロジェクトが開始された。現在までの間、内戦等の混乱によって失われた民法・民事訴訟法等の起草支援、ほぼゼロに近かった法曹の人材育成支援、民法・民事訴訟法等の普及支援等がなされている。今回、カンボジアにおける法曹の人材育成に積極的に取り組んでおられるスンライ所長から、人材育成の歩み等についてお話を伺った。

■裁判官を志した理由

—スンライ所長が裁判官を志すきっかけはなんでしたか？

「裁判官になる前に、医師として働いていたことがありました。医師として最も大切なことは人を助けることですが、それは裁判官にも共通します。様々な社会活動に参加する中で、裁判官として紛争を解決し、社会的弱者を助けたいと思うようになりました。紛争を解決することによって、社会的弱者を含めたカンボジア国民みんながうまく暮らしている社会になれば嬉しいと思い、裁判官になりました。」

■日本の法整備支援との関わり

—スライ所長は、これまでの間、どのような日本の法整備支援に関与してきましたか？
また、日本の支援を受けることに対する印象はどのようなものですか？

「2005年にRSJPの1期生として同校を卒業した後、同校を対象とする人材育成支援のプロジェクト¹に教官候補生として参加しました。2期生との関わりは模擬裁判のみでしたが、3期生から6期生までは授業を担当し、合計約160名（1期当たり55名）を教えました。本邦研修²にもいくつか参加し、同研修で得た多くの知識は、カンボジアに帰国後実務で生かされています。

日本の法整備支援は、とても大事な支援だと感じています。日本の支援によって、カンボジアの民法・民事訴訟法が成立し³、それらの普及活動によって、カンボジアの司法をより良いものにしていくことができます。また、日本は、専門家をカンボジアに派遣し、カンボジアの法曹人材をたくさん育てるために尽力してくれています。」

■法整備支援の成果

—これまでに関与してきた日本の法整備支援は、カンボジアでどのような効果をもたらしていますか？

「日本の支援はカンボジアにとっても役立っています。まず第一に、RSJPを対象とする日本の法曹人材育成支援によって、同校の教官が学生らに民法や民事訴訟法の趣旨等、基本的な事項を教えることができるようになりました。日本の専門家は、昔から、カンボジア人が主体的に人材育成を行っていかねばならないとの意識の下、支援を続けてくれていました。今年は、昨年までと違い、2年目の学生が実施する模擬裁判を日本側からの助言を受けることなくカンボジア側だけで実施することができました。

第二に、カンボジアでは、昔は日本の投資家が少なかったのですが、日本の支援によって民法、民事訴訟法及び関連法令が成立し、カンボジアの法律が信頼できるようになって、投資家が増えたと感じています。投資家が増えたと感じるようになったのは、おそらく、カンボジアにマルハン銀行⁴ができた頃からだったと思います。つい先日、フン・セン首相が訪日し、安倍首相と首脳会談が実施されましたが、カンボジアに対する大きな開発計画があり、投資環境改善が進められているのは、カンボジアの法律が信頼できると考えるからこそではないでしょうか。」

■今後の展望

¹ 王立裁判官検察官養成校を対象とする人材育成支援は、2005年11月から2008年3月まで（フェーズ1）、2008年4月から2012年3月まで（フェーズ2）の間実施。

² 2007年2月（法曹養成支援）、同年7月（同上）、2009年3月（同上）、2014年10月（民法民事訴訟法普及支援）の本邦研修に参加。

³ 日本の支援により、2006年に民事訴訟法、2007年に民法が成立。

⁴ 2008年5月26日、マルハンは、カンボジアで日本の銀行としては初となる「マルハン・ジャパン・バンク（MJB）」を開業。

—今後の日本の法整備支援に対して期待することはありますか？

「今現在カンボジアの裁判所が抱えているいくつかの問題点があります。まず、民法・民事訴訟法の趣旨を全裁判官が十分に理解しているとはいえ、裁判官によって法解釈にばらつきがある点です。

また、カンボジアの一般市民や弁護士は、訴状に記載すべき事項が何なのか、どのようにして訴えを提起するのかをきちんと理解していないことから、書式や手続きの流れ等を分かりやすく整備する必要性を感じています。プノンペン始審裁判所では、訴状の記載事項や訴訟費用等について書かれた書式例を全国の裁判所で使えるようにするため、司法省に使用許諾のレターを出しましたが、今現在返事がない状態です。



さらに、別の問題としては、企業、国土省等、民法・民事訴訟法に関連する機関相互の協力関係が不十分であることも挙げられます。

これらの問題点を解決するには、今はまだ日本の支援が必要です。カンボジアの裁判官等の能力はまだ不十分であり、カンボジアにはまだ日本の支援が必要であると感じています。裁判官向けの授業やトレーニングを実施したり、問題点に対して助言を与えるなど、今後も支援を続けてもらいたいと思っています。」

■最後に

—日本に対して伝えたいことがあれば、教えてください。

「これまでの間、多くの予算を出してカンボジアを支援していただきありがとうございます。私は、日本の支援で得た知識をできる限り自分の仕事に生かしたいと考えています。また、自分だけでなく、他の裁判官や書記官にも伝えていきたいと思っています。現在、私立大学でも教鞭をとっているのですが、多忙のためなかなか実施できておりません。しかし今後も続けていきたいと思っています。将来的には、カンボジア人自ら主体的に人材育成等を行っていかねばならないことは分かっていますが、正直なところ、もう少し長い目で支援を続けてもらいたいです。

プノンペン始審裁判所では、裁判に関する公共サービスの改善、事件登録作業の複雑さの改善、裁判官の適切な評価の方法等、様々な問題に取り組んでいます。当裁判所で民法・民事訴訟法等をうまく適用していくことができれば、それが全国に広がっていきます。今後も、カンボジア司法をより良くしていきたいと思っています。」



【スンライ所長と筆者】